

瑞穂町議会の個人情報の保護に関する条例 新旧対照表

新	旧												
<p>目次 略</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条 略 (定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2から9 略</p> <p>10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。<u>第12条第5項において「番号利用法」という。)第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。</u></p> <p>11から13 略</p> <p>第3条 略</p> <p>第2章 個人情報等の取扱い</p> <p>第4条から第11条 略 (利用及び提供の制限)</p> <p>第12条 略</p> <p>2から4 略</p> <p>5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで_____の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>略</th> <th>略</th> <th>略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第38条第1項 第1号</td> <td>又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき</td> <td>第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項</td> </tr> </tbody> </table>	略	略	略	第38条第1項 第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項	<p>目次 略</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条 略 (定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2から9 略</p> <p>10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。<u>以下「番号利用法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</u></p> <p>11から13 略</p> <p>第3条 略</p> <p>第2章 個人情報等の取扱い</p> <p>第4条から第11条 略 (利用及び提供の制限)</p> <p>第12条 略</p> <p>2から4 略</p> <p>5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで<u>及び第29条</u>の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>略</th> <th>略</th> <th>略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第38条第1項 第1号</td> <td>又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき</td> <td>第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項</td> </tr> </tbody> </table>	略	略	略	第38条第1項 第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項
略	略	略											
第38条第1項 第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項											
略	略	略											
第38条第1項 第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項											

	(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法 <u>第2条第10項</u> に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき		(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法 <u>第2条第9項</u> に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき
略	略	略	略

第13条から第16条 略

第3章 個人情報ファイル

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿(第3項において「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。

(1)から(9) 略

2 略

(1) 略

第13条から第16条 略

第3章 個人情報ファイル

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿(以下「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。

(1)から(9) 略

2 略

(1) 略

ア 議会の議員若しくは議員であった者
又は職員若しくは職員であった者に係
る個人情報ファイルであって、専らそ
の人事、議員報酬、給与若しくは報酬
若しくは福利厚生に関する事項又は
これらに準ずる事項を記録するもの
(議長が行う職員の採用試験に関する
個人情報ファイルを含む。)

イからキ 略

(2)(3) 略

3 略

第4章 略

第1節 開示

(開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところに
より、議長に対し、_____自己を
本人とする保有個人情報の開示を請求する
ことができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代
理人又は本人の委任による代理人(以下二
代理「代理人」と総称する。)は、
本人に代わって前項の規定による開示の請
求(以下二「開示請
求」という。)をすることができる。

第19条から第26条 略

(第三者に対する意見書提出の機会の付与
等)

第27条 略

2 議長は、次の各号のいずれかに該当する
ときは、第24条第1項の決定(以下二
開示決定「開示決定」という。)に先立ち、当該
第三者に対し、議長が定めるところにより、
開示請求に係る当該第三者に関する情報の
内容その他議長が定める事項を書面により
通知して、意見書を提出する機会を与える
なければならない。ただし、当該第三者の所

ア 議会の議員若しくは議員であった者
又は職員若しくは職員であった者に係
る個人情報ファイルであって、専らそ
の人事、議員報酬、給与又は報酬、福
利厚生_____に関する事項その他
これらに準ずる事項を記録するもの
(議長が行う職員の採用試験に関する
個人情報ファイルを含む。)

イからキ 略

(2)(3) 略

3 略

第4章 略

第1節 開示

(開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところに
より、議長に対し、議会の保有する自己を
本人とする保有個人情報の開示を請求する
ことができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代
理人又は本人の委任による代理人(以下二
の章において「代理人」と総称する。)は、
本人に代わって前項の規定による開示の請
求(以下二「開示請
求」という。)をすることができる。

第19条から第26条 略

(第三者に対する意見書提出の機会の付与
等)

第27条 略

2 議長は、次の各号のいずれかに該当する
ときは、第24条第1項の決定(以下二
の章において「開示決定」という。)に先立ち、当該
第三者に対し、議長が定めるところにより、
開示請求に係る当該第三者に関する情報の
内容その他議長が定める事項を書面により
通知して、意見書を提出する機会を与える
なければならない。ただし、当該第三者の所

<p>在が判明しない場合は、この限りでない。</p> <p>(1) (2) 略</p> <p>3 略</p> <p>第28条から第30条 略</p> <p> 第2節 訂正</p> <p> (訂正請求権)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下_____「訂正請求」という。)をすることができる。</p> <p>3 略</p> <p> (訂正請求の手續)</p> <p>第32条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下_____「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p> <p>第33条から第37条 略</p> <p> 第3節 利用停止</p> <p> (利用停止請求権)</p> <p>第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下_____「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p> <p> (1) (2) 略</p> <p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定によ</p>	<p>在が判明しない場合は、この限りでない。</p> <p>(1) (2) 略</p> <p>3 略</p> <p>第28条から第30条 略</p> <p> 第2節 訂正</p> <p> (訂正請求権)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下<u>この章及び第48条において</u>「訂正請求」という。)をすることができる。</p> <p>3 略</p> <p> (訂正請求の手續)</p> <p>第32条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下<u>この章において</u>「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p> <p>第33条から第37条 略</p> <p> 第3節 利用停止</p> <p> (利用停止請求権)</p> <p>第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(<u>以下この章において</u>「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p> <p> (1) (2) 略</p> <p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定によ</p>
---	--

<p>る利用停止の請求(以下_____「利用停止請求」という。)をすることができる。</p> <p>3 略 (利用停止請求の手続)</p> <p>第39条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下_____「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p> <p>第40条から第43条 略</p> <p> 第4節 略</p> <p> 第5章 雜則</p> <p>第47条 略 (開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)</p> <p>第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等をすることができるよう、保有個人情報の特定<u>に資する情報の提供</u>その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>第49条から第52条 略</p> <p> 第6章 略</p> <p><u>附 則</u> この条例は、令和7年4月1日から施行する。</p>	<p>る利用停止の請求(以下<u>この章及び第48条において</u>「利用停止請求」という。)をすることができる。</p> <p>3 略 (利用停止請求の手続)</p> <p>第39条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下<u>この章において</u>「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p> <p>第40条から第43条 略</p> <p> 第4節 略</p> <p> 第5章 雜則</p> <p>第47条 略 (開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)</p> <p>第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等をすることができるよう、保有個人情報の特定_____その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>第49条から第52条 略</p> <p> 第6章 略</p>
---	--